

平成 30 年 6 月 29 日現在

機関番号：17701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03178

研究課題名(和文)精神障がい者・知的障がい者と刑事手続き

研究課題名(英文)The Criminal Procedure and the Person with Mental Disorders or Intellectual Disabilities

研究代表者

中島 宏 (NAKAJIMA, Hiroshi)

鹿児島大学・法文教育学域法文学系・教授

研究者番号：00318685

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：精神障がいや知的障がいのある人が裁判所に起訴されたとき、防御に必要な能力(訴訟能力)を欠いていれば公判が停止される。この研究では、訴訟能力の存否を判断する基準、訴訟能力が回復する見込みがない場合に手続きを打ち切る基準とその手続きを明らかにした。また、それらの障がいのある人の供述を証拠として用いるとき、供述信用性をどのように評価すべきか、どのような方法で取調べを行うべきかについて、具体的な事例に即した検討を通じて明らかにした。

研究成果の概要(英文)：When a person with mental disorder or intellectual disability is prosecuted in the court, the trial is stopped if lacking the ability necessary for defense. In this research, I clarified the criteria for judging the lack of the ability necessary for defense, and the criteria for dismissal of case where the ability is unlikely to recover. In addition, how to evaluate as evidence the credibility when using the statements of the people with disability, and how to conduct interrogation to that people, I clarified.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑事訴訟法 訴訟能力 知的障がい 精神障がい

1. 研究開始当初の背景

本研究課題を立案・申請した当時から今日に至るまで、精神障がい者や知的障がい者が刑事司法に関わる場面における様々な問題が認識され、クローズアップされている。

まず、精神障がい者や知的障がい者が被疑者として捜査対象となり、さらには起訴されて被告人となったとき、捜査段階での取調べや公判廷においてなされた自白の取り扱いが問題と意識され始めた。また、精神障がい者や知的障がい者が犯罪の目撃者や被害者となる場合には、目撃証言等の信用性の判断においても、同様の問題が認識されつつあった。これは、再審請求事件の分析などにより、精神障がい者や知的障がい者の供述が誤起訴・誤判の原因となっている可能性が指摘されたことに起因する。また、供述証拠の評価に際して、心理学などの経験科学と協働してそれらの知見を活用する重要性が広く認識されたことによって、精神障がい者や知的障がい者による供述の取り扱いの問題性がより明確にされつつあった。

こうした動向を受けて、捜査実務の側も、精神障がい者・知的障がい者に対する取調べにおいては、その方法の適切さを事後的に検証できるようにするための特別な配慮が必要であるとの認識が共有され始めていた。警察庁・検察庁は、知的障がい者の取調べにおいては、その全過程を含む広範囲な録音・録画を行うようになった(最高検察庁 2014 年 6 月 16 日付・依命通知「取調べの録音・録画の実施等について」、警察庁「捜査手法、取調べの高度化プログラム」[2012 年]など)。

さらに、精神障がい・知的障がいの程度によっては、そもそも被疑者・被告人として防御を行う能力(訴訟能力)を欠くことがある。実体法における責任能力に関しては豊富な先行研究が存在するが、従来、訴訟能力については、理論上も実務上も活発な争点とはなっていない。しかし、上述のような問題状況を反映して、刑事訴訟において被疑者・被告人の訴訟能力が争点となる事例が増加した。具体的には、訴訟能力が疑われる理由として、従来は注目されなかった様々な疾病や障がいが議論の対象となっているほか、

公判手続を長期にわたって停止したのち、訴訟能力が回復する見込みがないことを理由に手続を打ち切った下級審判例(名古屋地岡崎支判決平成 24 年 3 月 20 日判時 2222 号 130 頁)が登場するなどの動きがあった。

このように、本研究を立案し、開始した当時には、精神障がい者・知的障がい者と刑事手続との関わりにおいて発生する様々な問題が捜査から公判に至るまでの全体について認識されつつあり、刑事訴訟法学および刑事訴訟実務における重要課題として、学理と実務を架橋した研究の進展・深化が強く期待される状況にあった。

2. 研究の目的

以上のような状況を背景として、本研究は、精神障がい者や知的障がい者が被告人や証人として刑事裁判に關与する際に生じる訴訟法上の諸問題を総合的に検討し、その具体的な解決を示すことを目的とした。具体的には、これらの人々による供述の信用性をどう評価するか(自白や証言の信用性)、これらの人々に対する捜査機関の取調べはどのような方法によるべきか(被疑者・参考人取調べ)、これらの人々の訴訟能力をどのような基準と方法で判断すべきか(訴訟能力)、訴訟能力を欠く場合にとるべき手続上の措置(公判の停止・打ち切り)について、これまでの刑事訴訟法学における理論の展開や裁判実務の改革、さらには隣接諸科学による研究成果を踏まえ、実務に向けた具体的な提言を行うことを目指した。

3. 研究の方法

本研究では、まず、精神障がい者・知的障がい者による供述の信用性を判断する方法について検討を加え、実践的に応用可能な法則を探った。また、これらの者に対する取調べのあり方について、現在行われている実務上の運用を明らかにするとともに、この間に進行した刑事訴訟法の改正(法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」における議論を踏まえたもの)の動向も踏まえ、今後進むべき方向性を検討した。さらに、取調べに対する法的規制と既存の証拠法理論(たとえば自白法則や違法収集証拠排除法則)との理論的な関係についても考察した。

また、訴訟能力について、障がいの性質に応じた具体的な判断基準や判断方法を検討した。手続上の問題としては、集中的な審理が必要とされる裁判員裁判において、訴訟能力を判断するための複雑な精神鑑定を行う時期や方法を被告人の適正手続(憲法 31 条)の保障という観点から検討を行った。さらに、公判停止後に訴訟能力の回復可能性を判断するための方法や、回復の可能性が乏しい場合の法的処理のうち、特に手続き打ち切りに着目し、理論と実践の両面から解明を試みた。そして、捜査段階での取調べをめぐる前述の問題状況に鑑みて、これまではもっぱら公判において争点化されてきた訴訟能力の概念を捜査段階にも拡張するための理論的裏付けを模索した。

本研究では、以上のとおり設定した個別的課題を、テーマ群 A「精神障がい者・知的障がい者による供述の信用性と取調べ方法」、テーマ群 B「訴訟能力の判断方法と手続」の 2 つに分けた上で、それぞれについて順次、(a)事例分析を通じた実証的なアプローチと、(b)法解釈論を中心とする理論的アプローチの双方から取り組んだ。その具体的な手法としては、各個別課題についての判例および学説の文献調査、外国法との比較研究、精神医学や心理学など関連する隣接諸科学の専門的知見の調査、供述の信用性や訴訟

能力の判断が問題となっているケースの収集、記録の精査と事件関係者からの聞き取り調査などによる。このうち、については、研究代表者が別途主催する「かごしま法と心理研究会」と協調し、当該分野の専門家を鹿児島に招いて公開の研究会を開催することで、当該知見の社会実装に向けた足がかりの構築を模索した。また、については、知的障がい者の供述の信用性が争点となった再審請求事件の弁護団の協力を受け、同事案を中心的な素材として研究を進めることとした。

本研究では、研究期間中の活動を3つの段階に分けて実施した。まず、第1段階では各テーマの事例分析と基礎資料の収集を行った。第2段階は各テーマの分析と深化を行った。第3段階は2つのテーマを統合して研究成果をとりまとめることを目指した。

4. 研究成果

(1) 訴訟能力

刑訴法341条は、被告人が「心神喪失」の状態にあるときは、公判手続きを停止しなければならない旨を規定している。最決平成7年2月28日刑集49巻2号481頁は、耳が聞こえず言葉も話せない被告人の事案において、ここにいう心神喪失とは訴訟能力、すなわち「重要な利害を弁別して相当な防御を行う能力」を欠くことを意味するとして、公判の停止を認めた。本研究の対象とする精神障がい及び知的障がいのある被告人についても、同決定が定義する訴訟能力の有無が論じられることになる。学説史的には、訴訟能力を意思能力と同視する見解や、個別の訴訟行為ごとに必要とされる訴訟行為能力と捉えるような見解も見られるが、本決定は、被告人の理解力・判断力に加えて、コミュニケーション能力をその内容とし、被告人に対する公判を続行させるために必要な一般的能力（公判手続続行能力）として捉えたものである。当事者主義的な訴訟構造を持ち、被告人の包括的な防御を手続上の権利として認める現行刑事訴訟においては、訴訟能力を被告人の意思能力のみならず、訴訟関係人とのコミュニケーション能力にまで拡張していく学説および判例の流れは基本的に支持されるべきである。

もっとも、最判平成10年3月12日刑集52巻2号17頁は、重度の聴覚障害と精神遅滞がある被告人の事案において、被告人の訴訟能力について「弁護人及び通訳人からの適切な援助を受け、かつ、裁判所が後見的役割を果たすことにより、これらの能力をなお保持している」と判示して、公判の停止を認めなかった。コミュニケーション能力を中心に考察する場合には、被告人自身の理解力・判断能力とは事なり、外部からの支援によってこれを補うことが可能となる。平成10年判例は、訴訟能力の概念を伝統的な学説の理解から拡張して見せた平成7年判例の枠組みを踏

襲した点では妥当であった。しかし、判断能力や理解力に対する評価が厳密さを欠いたまま、コミュニケーションの成否のみに目を向けてしまえば、外部からの支援による訴訟能力の補完を認める判例法理によって、訴訟能力を緩やかに認めてしまう運用が可能となってしまう。平成10判例が示した法理の適用は慎重に行われなければならない。

精神障がい・知的障がいがある被告人について、本研究の過程で収集した具体的事案に照らしてみると、障がいの態様やその時々症状によって様々であるものの、抽象的な思考力が乏しく、訴訟手続きに対する理解が著しく困難と思われる事態が多数見受けられた。下級審では、自閉症の被告人の事例において、訴訟能力は一般的・抽象的・言語的な理解力ではなく、具体的・実質的・概括的な理解力であれば足りるとして、(コミュニケーション能力と同様に)弁護人の援助や裁判所の後見によって補ううるとしたものもある(新潟地判平成15年3月28日公刊物未登載)。しかし、訴追を受ける当事者が流動性のある公判において一貫した防御を行うためには、法的な概念を最低限度理解する抽象的思考能力が不可欠であり、これを外部からの支援で技術的に補うことは原理的に不可能である。また、コミュニケーション能力についても、たとえば重度の統合失調症に罹患している被告人の事例では、妄想や幻覚の病識がなく、感情の障がいや進行したことにより、弁護人等との意思疎通が著しく困難な例がある。知的障がいのある被告人については、多くの事例で暗示や誘導を受けやすい特徴が顕著である。これを外部的な支援で補うことは極めて困難であり、当該事案での支援体制に対する個別判断に委ねることの妥当性には検討の余地がある。

訴訟能力の有無は、裁判所による法律判断であるが、その判定にあたっては、精神医学や心理学の知見を十分に活用し、その所見を尊重すべきであることは、責任能力に関する最判平成20年4月25日刑集62巻5号1559頁の趣旨からも類推することができる。そして、弁護人には、防御に際してこれらの知見を十分に活用するための手続的権利が保障されなければならない。裁判員裁判の導入後、裁判実務において複数鑑定回避論が有力となった時期があり、これに対しては責任能力を争う場合を念頭に、弁護側から強い懸念と批判が示されていた。訴訟能力が争点化される場合においてもこの批判は妥当する。

(2) 手続きの打ち切り

精神障がいや知的障がいがある被告人が訴訟能力を欠くとして、その公判が刑訴法341条によって停止した場合、訴訟能力の回復を待つことになるが、その回復可能性が失われたとき、どのような法的処理を行うべきか。本研究においては、妄想型統合失調症と多発性脳梗塞による認知症の事案であるいわゆ

る岡崎事件を研究対象として分析し、訴訟能力の回復可能性がないにもかかわらず被告人をその地位に置き続けることは適性手続きの観点から許容できず、前掲平成7年最高裁決定における千種裁判官の補足意見で示唆されたとおり、形式裁判によって手続きを打ち切るべきであること、その法形式については様々な学説があるところ、刑訴法338条4号による公訴棄却判決が妥当であることを主張して、同事件の控訴審判決（名古屋高判平成27年11月16日判時2303号131頁）を批判的に分析した。

これに対する上告審である最判平成28年12月19日刑集70巻8号865頁は、「被告人に訴訟能力がないために公判手続きが停止された後、訴訟能力の回復の見込みがなく公判手続きの再開の可能性がないと判断される場合、裁判所は、刑訴法338条4号に準じて、判決で公訴を棄却することができる」と解するのが相当である旨を判示し、私見と同様の立場を示した。

控訴審判決は、訴追権限を検察官が独占していることを理由に、裁判所による手続きの打ち切りが認められるのは、公訴の維持が明らかに不合理と認められるような「極限的な場合」に限られるとしていた。これは、手続きを打ち切る根拠を、検察官の権利濫用に求めるいわゆる公訴権濫用論の理論枠組みによるものであり、同理論のリーディングケースである最決昭和55年12月17日刑集34巻7号672頁が示した「極限的な場合」という基準を踏襲したものであった。しかし、訴訟能力の回復可能性は、精神医学や心理学の専門知を前提とした客観的判断を本質とするものであり、検察官の裁量を尊重する合理性はない。訴訟関係人が広く関与する場において、上記の専門知を共有しながら判定するのが相応しい。そして、訴訟能力の回復可能性がない被告人を刑事手続きから開放することは、当事者主義構造の下においても、司法の本来的な機能の一部である。

裁判所による手続き打ち切りが認められたことによって、今後は、訴訟能力の回復可能性をどのような基準・手続きによって評価すべきかが焦点となる。精神障がいや知的障がいの態様によって不可逆性に差があるが、将来的な治癒の可能性を論じるにあたっては、不確実な要素まで考慮すべきではない。憲法37条1項が迅速な裁判を受ける権利を保障している趣旨にも照らし、相当期間内における現実的な回復の見通しがなければ、手続きの打ち切りを許容すべきである。また、過去の事例を分析すると、この判断に際して被害者感情など訴訟能力そのものとは別の要素を比較衡量の対象とする事案が散見されたが、妥当性はない。

訴訟能力を欠くことを理由に公判手続きが停止された場合、裁判所は定期的な診察や鑑定を行って被告人の状況を把握するとともに、そこで得られた専門知を検察官・弁護

人と共有するフォーラムを形成するのが望ましい運用である。そして、このフォーラムは、訴訟能力を判定するのみならず、治療的措置が併行して行われよう配慮を尽くすべきである。本研究で収集した事例のうち、たとえば松戸事件では、長期に及び公判停止の間、勾留されている被告人に対する医療的措置が不十分であった（最終的に被告人の自死という結果を招いた）。運用のしつこみを早期に確立する必要があることが明らかである。

（3）知的障がいと供述の信用性

1979年に鹿児島県大崎町で発生した殺人・死体遺棄事件であるいわゆる大崎事件は、知的障がいのある「共犯者」による供述を主たる証拠として被告人の犯人性を認定し、有罪判決を言い渡した事案である。2002年に鹿児島地裁が再審開始を決定するが、即時抗告審で取り消され、特別抗告も棄却された。2010年に第2次再審請求が行われ、そこでは「共犯者」の供述の信用性にかかる心理学者の鑑定が新証拠のひとつとして提出された。この再審請求審においては、検察・捜査側の証拠開示が手続上の争点となり、その過程で「共犯者」に知的障がいがあることを示す資料の存在が明らかになった。本研究では、大崎事件弁護団と連携し、このケースを手がかりとして、知的障がいのある被告人や証人の供述に関する問題を考察した。

第2次再審請求は、鹿児島地裁によって棄却され、即時抗告および特別抗告も棄却された。しかしながら、即時抗告審においては、新証拠とされた心理鑑定によって、「共犯者」の供述の信用性に一定の疑いが生じる旨が判示された。さらに、2010年に第3次再審請求が行われ、鹿児島地裁は、「共犯者」及び犯行告白を事件直後に聞いたとされる者の心理鑑定の明白性を認め、2度目の再審開始決定を言い渡した（鹿児島地決平成29年6月28日判時2343号23頁）。即時抗告審も開始決定を支持したが、その理由は、死因に関する法医学鑑定の明白性のみを認めたものであり、心理鑑定の明白性は否定された（福岡高宮崎支決平成30年3月12日2018WLJPCA03129005）。

大崎事件における「共犯者」の心理鑑定は、非体験性兆候の存在を明らかにしたものであり、「共犯者」らの知的障がいそのものに直接コミットするものではない。しかし、心理鑑定によって指摘された供述の信用性にかかる問題点は、証拠開示を通じて明らかになった初期捜査の経緯にも照らしてみると、知的障がいの特質として指摘されている迎合性、被誘導性などの強い影響下にあることを示していた。このことから、知的障がい者に対する取調べとその結果に依存した事実認定が極めて危険であることが、改めて明らかになった。同時に、供述に対する心理鑑定はその信用性を判断する上で有用なツールではあるものの、再審の経緯が示すとおり、

これによる事後検証・事後救済には大きな限界があることも明らかである。

本研究では、この間、2016年改正刑訴法の施行による取調べの録音録画の義務化に向けて、捜査機関が行ってきた取り組みにも着目した。捜査機関は、知的障がい者などのいわゆる「供述弱者」に対する取り調べを録音録画の対象とした上で、そのような取調べにおける注意点をイギリスなどの実践から学び共有しつつある。この方向性は支持されるべきであり、さらなる発展が期待される。

もっとも、取調べが録音録画されたとしても、公訴提起後、裁判所がその録音録画の映像を見て当該取調べに問題があるか否か心理学的知見を踏まえて評価することができなければ、抑制のためのシステムとして機能しない。そのためには、心理学的知見を踏まえた具体的かつ詳細な取調べ準則の定式化、弁護人がこれを争う機会が手続的に十分保障されることが必要である。これらを欠いたまま、漫然と録音録画DVDが裁判体の前で再生されるとすれば、供述内容や供述態度が有罪認定のための実質証拠として機能することになりかねない。定式化された取調べ準則に合致しない取調べによって得られた供述の証拠能力は否定されるものとして、当該準則への適合性判断のみを目的とする利用が望ましい。

(4) 捜査と精神障がい・知的障がい

上述の問題意識を推し進めれば、従来は公判においてのみ論じてきた訴訟能力の概念を捜査段階についても活用すべきである。すなわち、精神障がいや知的障がいによって訴訟能力を欠く被疑者に対して、対象者のコミュニケーション能力を前提とする証拠収集方法である取調べを行うことは許されない。

(5) 未達成の課題

本研究の当初において定めた達成目的のうち、事例分析と比較法研究に基づいた訴訟能力の具体的な判断基準の提示、精神医学や心理学の知見に基づく被疑者取調べ準則の定立については、基礎となるデータ及び資料の整理を終えたのみで、研究期間内での成果の公開には至らなかった。引き続き研究を進める。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

中島宏,「大崎事件第3次最新請求開始決定(鹿児島地決平成29年6月28日LEX/DB25545985)」法学セミナー,753号,日本評論社,p112(2017年)、査読なし

中島宏,「被告人の訴訟能力と手続打切りの可否(最決平成28年12月19日LEX/DB25448338)」法学セミナー,747号,日本評論社,p126(2017年)、査読なし

中島宏,「被告人の訴訟能力と刑事手続の打ち切り(名古屋高判平成27年11月16日LEX/DB25541868)」法学セミナー,738号,日本評論社,p126(2016年)、査読なし

中島宏,「被告人の訴訟能力の回復が見込めないとして公訴棄却により手続きを打ち切った事例(名古屋地岡崎支判平成26年3月20日判時2222号130頁)」刑事法ジャーナル45号,成文堂,pp.219-4226(2015年)、査読なし

中島宏,「再審の現在 - 大崎事件第三次再審請求で問われるもの - 」鹿児島大学法学論集,50巻1号,鹿児島大学法学会,pp.41-56(2015年)、査読あり

〔学会発表〕(計0件)
なし

〔図書〕(計1件)
訴訟能力研究会編(北潟谷仁,佐藤隆太,金岡繁裕,指宿信,中島直,高岡健,木村一優,高橋修一,中島宏,加藤梓,出口聡一郎,伊神喜弘)『訴訟能力を争う刑事弁護』,現代人文社,pp172-178(2016年)

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)
なし
取得状況(計0件)
なし

〔その他〕
ホームページ
<http://www1.bbiiq.jp/h-nakaji/>

6. 研究組織

(1)研究代表者
中島 宏(NAKAJIMA, Hiroshi)
鹿児島大学法文教育学域法文学系
研究者番号:00318685

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者
なし

(4)研究協力者
なし